### 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業(以下「事業」という。) の実施に関し、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(平成24年4月1日施行。以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (目的)

**第2条** この事業は、県民参加の森づくり活動の推進、森林環境学習活動への支援、 森林公園の整備等を行うことにより、森林の公益的機能の維持増進を図るとと もに、次世代の森づくりを担う人材を育成することを目的とする。

### (事業区分等)

- **第3条** 事業区分は次のとおりとする。また、その補助事業者、補助対象活動、採択 要件、補助率等及び補助対象経費については別表1から7のとおりとする。
  - 1 県民みんなによる森づくり活動の支援
    - (1)団体等による森づくり
    - (2) 県民応募型活動支援
    - (3) 学びの森活動推進
  - 2 森林公園整備・活用の支援

補助の対象となる森林公園等は別表8及び森林サービス産業創出事業を実施する森林で行う次の各号に掲げる取組とする。

- (1) 森林公園の整備・機能充実
- (2) 森林公園の有効活用

#### (書類の経由)

**第4条** この要領による知事に提出する書類は、所管の広域本部長又は広域本部地域 振興局長(ただし、事業の実施箇所が熊本市にあっては農林水産部長。(以下 「局長等」という。))を経由して知事に提出するものとする。

### (事業の実施に伴う手続き)

- 第5条 事業実施手続きは、次のとおりとする。
  - 1 事業を実施しようとする補助事業者は、要項第6条第1項に定める補助金交付申請書に別表9に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。
  - 2 第1項に定める交付申請書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所 が熊本市である場合は1部とする。
  - 3 補助金交付決定後において要項別表に記載する計画変更申請要件が生じた場合は、要項第8条第2項に定める変更申請書に次の書類を添え、知事に提出するものとする。

- (1)熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業変更計画書【別記第1号様式】
- (2) 収支予算書
- (3) その他変更の内容、理由等がわかる書類
- 4 補助事業者が概算払を受けた部分に係る事業については、要項別表に記載する計画変更申請要件に係る変更は認めないものとする。

### (事業の着手)

- 第6条 事業着手は、次のとおりとする。
  - 1 当事業は、補助金交付決定通知を受けた後に着手するものとする。
  - 2 当事業については、要項第9条第1項の対象外とし、そのため補助事業者は、 事業着手までの期間に余裕をもって補助金申請を行うものとする。

### (事業の完了に伴う手続)

- 第7条 事業完了手続きは、次のとおりとする。
  - 1 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに要項第13条に基づく実績報告書に次の書類及び別表10に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。
    - (1) 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実績書【別記第1号様式】
    - (2) 収支精算書
  - 2 前項に定める実績報告書の提出部数は2部とする。ただし、事業の実施箇所が 熊本市である場合は1部とする。
  - 3 局長等は、1項の実績報告書の提出があった場合は、別に定める熊本県県民の 未来につなぐ森づくり事業確認検査要領に基づき、補助事業の適否について確認 検査を行い、その結果を知事に報告するものとする。

### (補助金の概算払請求)

- 第8条 概算払請求は、次のとおりとする。
  - 1 補助事業者は、要項第15条第2項の規定により補助金の交付を概算払により受けようとするときは、概算払請求書を知事に提出するものとする。
  - 2 局長等(事業の実施箇所が熊本市を除く。)は、前項で提出のあった概算払請求書に概算払請求金額内訳表【別記第7号様式】(所管する県広域本部地域振興局の林務班長等が内容を証明したもの)を添えて、農林水産部長に提出するものとする。

### (事業の周知)

- 第9条 事業周知は、次のとおりとする。
  - 1 補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した旨を明示した標柱又は看板 を設置するものとする。
  - 2 第3条の2の(1)を除く補助事業者は、水とみどりの森づくり税を活用した事業である旨を、報道機関等を通じ広く県民等に周知するものとする。

### (実施状況報告)

- 第10条 第3条の2の(1)の補助事業者は、本事業完了後の森林公園を対象フィールドとして熊本県森林インストラクターを活用した自然観察会等の実施状況及び森林公園の利用状況について調査し、知事に報告するものとする。【別記第8号様式】
  - (1)調査は、当該森林公園施設全体の整備完了年度の翌年度から起算して3年間継続するものとする。
  - (2)報告は、調査年度の翌年度の5月末日までとする。

### (財産の管理)

第11条 事業により取得し、又は効用の増加した財産について、当該年度の翌年度から起算して5年間は、知事の承認を得ずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### (雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 熊本県水とみどりの森づくり活動支援事業実施要領、熊本県学びの森活動 推進事業実施要領及び熊本県癒しの森整備支援事業実施要領は、廃止する。
- 3 この要領は、令和3年(2021年)4月1日から適用する。
- 4 この要領は、令和6年(2024年)5月1日から施行する。

別衣 1	<del>_</del>
事業区分補助事業者補助対象活動	採択要件
1 県民みんなによる森づくり活動の支援 (1) 団体等による森づくり (1) 植栽(補植を含む)下刈り (3) 除間伐(抜き伐り・整理伐を含む 技打ち (ただし、上記②及び③について つる切り は、非営利団体で規約等があり、 総会が開催されていること。) (5) 活動箇所の歩道作設・補修	① 補助事業者が自ら行う活動であること。 ② 活動箇所は、概ね0.1ha以上のまとまった森林であること。 ③ 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。 ④ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業でないこと。 ⑤ 植栽樹種は原則として森林環境保全整備事業で取り扱われている樹種とし、成林が見込まれるものに限る。 ⑥ 植栽を行う場合は、下刈り等の保育実施を計画すること。 ⑦ 「補助対象活動①~⑤」の指導者を依頼する場合、林家、森林組合、林業研究グループ、素材生産業者等の林業に携わっている者を指導者とすること。 ⑧ 購入する器具類は、常時使用可能な状態となるよう管理すること。 ⑨ 歩道作設・補修は、参加者の移動及び資材の運搬を行う最小限の規格とすること。 ⑩ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること。また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難な場合は見積書を取るなど適切に算出すること。 ⑪ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等を明確に区分すること。 ② 活動予定日の設定においては、予備日等を設定し、実施の確保が図られていること。

- (1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。
- (2)旅費については、移動距離1㎞当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)
- (3)諸費については、一申請に付き40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。
- (4)「団体等による森づくり」と「県民応募型活動支援」の両方を行う場合は、それぞれ申請するものとする。

別表 2-1

7	T	T	
事業区分	補助事業者	補助対象活動	採択要件
1 県民みんなに		① 間伐材等を利用した施設作製及	① 補助事業者が自ら行う活動であること。
よる森づくり活	② 農林業者の組織する団体	び設置に関すること。(森づくりに	② 自己所有地以外の場合は、土地所有者の承諾等を得ていること。
動の支援	③ 住民等の組織する団体	繋がる活動を実施する場合に限る)	(活動内容に竹林整備がある場合には「竹林整備及び活用等に係
(2) 県民応募型	④ 市町村	② 森づくりに関する調査・研究に関す	る承諾書」を森林所有者から得ていること。)
活動支援	(ただし、上記②及び③につい	ること	③ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業で
	ては、非営利団体で規約等があ	③ 森林環境学習、自然観察、木工教室	ないこと。
	り、総会が開催されているこ	等の実施に関すること	④ 特定の個人・団体・企業等のためのものでないこと。
	と。)	ただし、木工教室等の実施は森林	⑤ 成果等については、広く県民等が利用できること。(竹林整備
		環境学習の実施を必須とする。	地のタケノコの自由な採取を含む。)
		④ 森づくりに関する講演会開催	⑥ 森林環境学習等の指導者及び講師については、森林インストラク
		⑤ 県内在住の青年を対象にした森	ター等の専門的知識を有する者又は実施経験のある者とすること。
		林整備保全活動等に関する実施研	⑦ 講演会開催については、熊本県水とみどりの森づくり税条例の趣
		修会の開催(以下、「青年森林協力	旨(森林の有する公益的機能の維持増進による県民財産の形成)
		隊事業」という。)	に沿った内容であること。
		⑥ その他、森づくりに資する活動	⑧ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること。
			また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難
			な場合は見積書を取るなど適切に算出すること。
			⑨ 宗教施設等に関連する施設設置・補修・改修等でないこと。
			⑩ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等
			を明確に区分すること。
			⑪ 活動予定日の設定においては、予備日等を設定し、実施の確保が
			図られていること。
			⑩ 間伐材等を利用した小屋等の建築物については、床面積の合計が
			10平方メートル以内とすること。
			⑬ 建築物は小屋に限らず、広く県民等が利用するもの(遊具類を含
			む。)については、その安全性や耐久性に関して専門家の意見書を
			添付すること。
			<ul><li>④ パンフレット等を作成する際は、理由の如何に問わず広告は掲載</li></ul>
			しないこと。
			⑤ 左記の「⑤青年森林協力隊事業」の採択要件は、上記の外に別表
			2-2のとおり定める。
			⑯ 木工教室で使用する木材は、熊本県産木材であること。
	l	I	

	⑰ 補助対象活動の①③⑤⑥においては、補助事業者が実施する活動 と併せて、県が作成した副読本「木になる森のはなし」又は「木と暮
	らしと森」による学習を実施すること。

- (1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。
- (2)旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)
- (3) 諸費については、一申請に付き40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等へ支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。
- (4)「団体等による森づくり」と「県民応募型活動支援」の両方を行う場合は、それぞれ申請するものとする。

#### 県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」に係る採択要件等について

本事業は、高校生及び大学生等の青年が、森林整備保全活動及び林業活動等(以下「森林整備保全活動等」という。)を体験し、林業従事者や林家など地域の住民と交流(以下、「林家等との交流」という。)する機会を持つことで、森づくりへの高い意識と知識を身に付けてもらうとともに、林業の現状や課題等を認識し、次世代の森づくりを担う人材の育成を目的に実施する事業であり、その業務内容及び採択要件等は別表2-1に定めるもののほか、ここに定める。

### 1 別表2-1の「補助事業者」の追加分

- (1) 県内に活動の拠点を置き、森林環境教育や森林整備等のボランティア活動に関する活動実績のある事業者 (森林組合、林業研究グループ、森林ボランティア団体等)であること。ただし、法人格のない団体にあっては規約を有し、年に1回以上総会が開催されていること。
- (2) 事業を実施するうえで必要な知識や経験及び技術を有する事業者であること。
- (3) 森林ボランティアとして活動できる構成員又は活動協力者を3人以上有している事業者であること。
- (4) 森林整備保全活動等及び林家等との交流の機会を提供できる場所が確保できる事業者であること。
- (5) 宿泊を伴う場合は、宿泊先を確保できる事業者であること。

#### 2 事業の参加対象者

県内在住の高校生及び大学生等とし、15歳以上から30歳未満の活動ができる健康な者(以下「青年」という。)とする。ただし、中学生は除くものとする。

- 3 別表2-1の「採択要件」の追加分
- (1) 青年の参加が見込める計画となっていること。
- (2) 森林に関する理解及び将来の森づくりを担う人材の育成に繋がる計画となっていること。
- (3) 体験の機会の提供に必要な場所等が確保されており、計画の実現性が高いこと。
- (4) スタッフ等の役割分担が明確かつ妥当で実施体制が整っていること。
  - ※(1)から(4)は企画書(別記第2号様式)に明確に記載しておくこと

### 4 活動内容

次の(1)から(3)の活動内容について、各々に記載する業務から何れか1つ以上を選定し、(4)から(6)については、各々に記載されている業務を実施する。

- (1) 森林整備保全活動等・・・・・①植栽、②下刈り、③除伐、④間伐、⑤伐竹、⑥その他
- (2) 林家等との交流等・・・・・・①座談会等の開催、②研修会等の開催、③講演会等の開催、④その他
- (3) その他必要な活動・・・・・・①木と親しむ活動(木工体験等)
  - ②自然と親しむ活動(自然散策等)
  - ③地域と親しむ活動等
  - ④農山漁村の生活文化に関する体験等
  - ⑤地域の伝統食や行事等に関する体験等
  - (6)その他
- (4) 体験活動の場所の確保等
- (5) 参加者の募集(学校等への働きかけ)及び参加者の申込受付等
- (6) 指導員等の確保及びボランティア保険加入等の活動準備等
- 5 欠席者に係る経費の取扱いについて 欠席者に係る経費は補助対象外とする。
- 6 参加予定者等の増減により、補助金交付決定額が変更となる場合の取扱いについて 参加予定者等の増により、通知を受けている補助金交付決定額に増額変更が生じる場合は、活動を実施する までに補助金の変更交付決定を受けなければならない。

なお、変更交付決定が通知される前に活動が実施されると、増額分は自己負担となる。

また、参加予定者等の減により、通知を受けている補助金交付決定額に30パーセント以上の減額変更が生じる場合は、経費が分かり次第、早急に補助金の変更手続きを行い、変更交付決定を受けなければならない。

### 7 参加予定者の交通費の取扱い

参加予定者の自宅から集合場所まで往復する交通費や燃料等は自己負担とし、補助対象外とする。

#### 8 事業を実施するに当たって留意事項について

- (1)活動の写真を撮っておくこと。
- (2) 材料や道具、消耗品等を購入した場合には、購入した物や数が分かるよう写真を撮っておくこと。
- (3) 参加者の集合写真を撮っておくこと。
- (4) 領収書やレシート等を保存するとともに、「帳簿」等を整備し、支出状況が分かるように整理しておくこと。
- (5) 消耗品以外で購入した道具については、「購入道具等台帳」を整備し、適正に管理しておくこと。
- (6) 補助金交付決定において、「スタッフ等の賃金」が認められた場合、「業務日誌」等を作成するとともに、「青年森林整備保全活動に係る賃金実績表」を作成すること。
- (7)活動内容ごとに「参加者名簿」を作成しておくこと。
- (8) 補助金交付決定において、「活動実施に必要な申請団体員以外の技能者等に支払う賃金 (謝礼)」が認められた場合、「森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金実績表」を作成すること。

1 県民みんなによ る森づくり活動の 支援 (3) 学びの森活動 推進 1 原民みんなによ ② 学校教育法第1条に定める 学校(ただし、大学及び高等 専門学校は除く。)を設置する 学校法人 ③ 児童福祉法第39条に定め る保育所及び就学前の子ども ④ 炭窯、東屋等の設置及び補修 (1)施設整備支援 ③ は載、下刈り、除間伐、枝打ち、つ る切り等の森林整備作業 ② 補助事業者が学校及び市町村以外の場合は、連携 書が必要。ただし、児童養護施設が単独で実施する みび補修 ③ 対象の土地は、概ね0.1~クタール以上のまとまる こと。 ④ 簡易なものであること。	
支援 (3) 学びの森活動 推進  学校(ただし、大学及び高等 る切り等の森林整備作業 ② 補助事業者が学校及び市町村以外の場合は、連携 書が必要。ただし、児童養護施設が単独で実施する 学校法人 及び補修 ③ 児童福祉法第 39 条に定め ③ 説明板、案内板等の設置及び補修 ② 補助事業者が学校及び市町村以外の場合は、連携 書が必要。ただし、児童養護施設が単独で実施する 。	<b>年でいてき</b> し
は、原すの数字側の子の語を含い。 その他、知事が特に必要と認める施的な提供の推進に関する法律 第2条第7号に定める幼保連 第2整定 ごも園を設置する 社会福祉法人 ② PTA等(保護者会、緑の少年団育成会等を含む。) ③ NPO法人 ⑥ 住民等の組織する団体 (ただし、非営利団体で規約等があり、総会が開催されていること。) ③ 児童福祉法第41条に定める児童養護施設 ただし、学校及び児童養護施設 なる。 ⑥ 経費については、地場単価等を採用しコスト低減になる。 ⑥ 経費については、地場単価等を採用のストには、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対し、大力に対し、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対したが、大力に対して、大力に対し、大力に対して、対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、大力に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	きなが ラ導催 得きる よ が ラ導催 学は林木 で い で で で で で で で で で で で で で で で で で

- (1)謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。
- (2)旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。(熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)
- (3)諸費については、一申請に付き40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等へ支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。
- (4)機械等の借上費については見積によるものとする。

	事業区分	補助事業者		補助対象事業		採択要件
2	森林公園整備・	①市町村	1	森林整備	1	植栽樹種は、原則として森林環境保全整備事業の補助対象と
	活用の支援			植栽、下刈、除間伐、枝打ち		なっている樹種とし、成林が見込まれるもの。
(	1) 森林公園の整	②県の森林サー	2	路網整備	2	他の補助を活用する場合は、二重補助とならないよう、区域・
備	・機能充実	ビス産業創出の		歩道又は作業道の開設・補修		経費等を明確に区分すること。
		事業の取組実績	3	標識類整備	3	本事業完了後の森林公園を対象フィールドとして、当該森林
		がある協議会及		樹名板、標識及び案内板の設置・補修、パンフレ	-	公園施設全体の整備完了年度の翌年度から起算して、3年以上
		び森林組合	ÿ	ット類の作成等		継続して熊本県森林インストラクターを活用した自然観察会等
			4	休憩施設		を実施すること。
				木製東屋、木製ベンチ及び木製テーブル等の設置・	,	
			袝	<b>浦修</b>		
			(5)	安全防護施設		
				木製防護柵及び階段工等の設置・補修		
			6	利便性向上施設		
				簡易トイレ及び給排水施設等の設置・補修		
			7	その他、知事が特に必要と認めるもの		
				ただし、補助対象となる森林公園等は別表8に掲げ		
				91施設及び森林サービス産業創出事業を実施する	1	
			森林	木に限る。		
					<u>L</u>	

事業区分	補助事業者	補助対象事業	採択要件
2 森林公園整備・	①NPO法人	① 植栽、下刈り、除間伐、枝打ち、つ	① 補助事業者が自ら行う活動であること。
111111111111111111111111111111111111111	②農林業者の組織する団体	る切り等の森林整備作業	② 補助事業者は、森林公園管理者である関係市町村と協定等を締
(2)森林公園の有		② 説明板、案内板等の設置及び補修	結していること。
効活用	(ただし、上記②及び③について	③ 炭窯、東屋等の設置及び補修	③ 補助事業者は、宗教団体、暴力団及びその関係者、政治団体、企業
	は、非営利団体で規約等があり、	④ 森林環境学習、自然観察、木工教室	でないこと。
	総会が開催されていること。)	等	④ 特定の個人・団体・企業等のためのものでないこと。
		ただし、木工教室等の実施は森林環	⑤ 成果等については、広く県民等が利用できること。(竹林整備
		境学習の実施を必須とする。	地のタケノコの自由な採取を含む。)
			⑥ 施設整備は簡易なものであること。
		設の整備及び活動	⑦ 購入した器具類は、常時使用可能な状態となるよう管理する
			こと。
			⑧ 経費の算出は、借上費及び委託費については見積書を取ること。
		表8に掲げる91施設に限る。	また、それ以外については公的出版物から算出することとし、困難
			な場合は見積書を取るなど適切に算出されること。
			⑤ 活動の指導者を依頼する場合は、森林インストラクター等の
			専門的知識を有する者又は実施経験のある者とすること。
			⑩ 他の補助を受ける場合は、二重補助とならないよう区域・経費等
			を明確に区分すること。
			⑪ 活動日設定に際しては、予備日を設定し実施の確保が図られ
			ていること。
			② 木工教室で使用する木材は、熊本県産木材であること。

- (1) 謝金については1時間5,000円/人かつ1日10,000円/人以内とする。ただし、これによりがたい場合には別途協議するものとする。
- (2)旅費については、移動距離1km当たり37円+旅行諸費550円で求めた額以内とする。 (熊本県職員等の旅費に関する条例に基づく)
- (3)諸費については、一申請に付き40,000円以内(活動実施に必要な申請団体以外の技能者等へ支払う賃金(謝礼)20,000円以内(1時間500円/人かつ1日4,000円以内)、消耗品等購入費20,000円以内)とする。

### 別表6 「熊本県県民の未来につながる森づくり事業」に係る補助率等

1 事業区分が「県民みんなによる森づくり活動の支援」(1)団体等による森づくり(2)県民応募型活動支援 (3)学びの森活動推進の場合の補助率は以下のとおり。

事業費	1,000 千円以下	2,000 千円以下の 1,000 千円を 超える分	3,000 千円以下の 2,000 千円を 超える分
補助率	10/10	7/10	5. 5/10

<sup>※</sup> 年度内において、複数の申請を行う団体等の場合は、その合計額について上表を適用する。

2 事業区分が「森林公園整備・活用の支援」(1)森林公園の整備・機能充実(2)森林公園の有効活用の場合の補助率等は以下のとおり。

補助率	上限額(千円)
10/10	2, 500

<sup>※</sup>上限額については補助事業者ごとの総額とする。

別表7-1「熊本県県民の未来につながる森づくり事業」に係る補助対象経費の内訳表

事業費区分	詳細	備考
材料購入費	苗木、支柱、肥料、紐、防除ネット、ノコ、ナタ、スコップ、クワ、	チェンソー、刈払機、
	カマ、カナヅチ、安全帽、替え刃、金具類、木資材、レンガ、生コン	机、椅子、キャビネッ
	クリート、書籍、ノート類、筆記具、ルーペ、ハサミ、シイタケ駒、	ト等及びリース・レン
	軍手、機械燃料・油脂類等の直接活動で使用するもの	タルされている物は
		原則購入不可とする
委託費	地拵え、資材運搬、歩道作設・補修、選木、土台作製、資材加工、運	主たる活動以外の作
	搬・設置、現地安全確認作業、印刷等の専門的技術の必要なもの	業委託とする
安全対策費	防虫(蜂、蛇等)対策、熱中症対策(飲料水等含む)、防寒対策及び感	
	染症防止対策等に必要な資材	
保険料	活動を行うための傷害保険料、ボランティア保険登録料	必須
借上費	チェンソー、刈払機、重機、輸送バス、トラック、簡易トイレ、会場	
	使用料等	
報償費	外部の指導者、講師、林家等への謝金、旅費	別表1、2-1、3及
	※県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」の参加者の旅費は	び5の欄外の(1)及び
	対象外	(2)
通信連絡費	切手、ハガキ、封書代等	参加者への案内・通知
		用
諸費	活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金(謝礼)	デジタルカメラ等の
	事務で使用する筆記具、用紙、インク、コピーや写真代等の消耗品等	備品となるような物
		は対象外とする
看板代	水とみどりの森づくり税を活用した旨を記載した標柱又は看板	
(T: A		
賃金	県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」の実施によるスタッ	
A 1 3 4 5	フ等の賃金	L. Was a Baston S.
食糧費	県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」の実施に宿泊に伴う	事業に関連するもの
	朝食、昼食、夕食及び会議等におけるお茶代	に限り、食費は1食
		1,000円以内とする。
宿泊料	県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力隊事業」を1泊2日で実施す	
	る場合の宿泊料に限る。	

- ※事業区分が1森林公園整備・活用の支援(1)森林公園の整備・機能充実には適用しない。
- ※申請団体の賃金や活動に係る食糧費は、補助対象外とする。ただし、県民応募型活動支援の「⑤青年森林協力 隊事業」については、下記の理由により事業を実施する補助事業者の負担等が大きくなるので、スタッフ等の 賃金(手当類は含まない。)、参加者等の食糧費及び宿泊料の実費分も認めるものとする。
  - ①当事業は青年に対する森林整備保全活動等の体験や林家等との交流など、次世代の森づくりを担う人材の 育成を目的としていること。
  - ②事業の目的や効果を高めるため、補助申請できる団体の対象要件や補助事業の採択要件を厳しくし、実施する活動の内容も別表2-2に定めていること。
- ※賃金を申請する場合は、算出根拠となる資料を補助金交付申請時に添付するとともに、実績報告時には支出根拠が分かる書類を添付する。なお、賃金とは、従事者各々の時間単価に、事業に直接従事した時間数(「業務日誌等」と整合)を乗じて算出することとする。

### 別表7-2 事業区分1森林公園整備・活用の支援(1)森林公園の整備・機能充実に係る補助対象経費の内訳 補助対象事業に必要な実行経費(消費税含む)とし、次の費用を積み上げたものとする。

- ・請負費又は委託費並びに諸経費(測量費、設計費、雑費(備品・資機材購入費、役務費、使用料及び賃借料等))
- 労務費
- 看板等材料購入費
- •機械器具損料
- 消耗品等物品購入費等

## 別表8 事業区分 2森林公園整備・活用の支援に係る対象森林公園

1							
空   空   空   空   空   空   空   空   空   空							※1と重複
3							
4 自任吉神社の章   中土市   中土市   中土市   中土市   中土市   中土市   中土市   中土市   中北市   中北							0
5月鹿回山	3	小萩					0
6   三角面液の存   平城市							
7							0
3 日							
3月 大学リケン湖畔の森林   乗里町				1	<u> </u>		
10   大津山公園   新聞町   ○   大津山公園   新聞町   ○   11			, — ·				
11   所受山   東東町   11   小坊山森林公園   至名市、元尾市、南側町   ○ 12   小竹山   13   直接地節の森   重名市、元尾市、南側町   13   直接地   13   直接地   13   直接地   14   西側町   14   西側町   15   大差山自然公園   西側町   16     元田山   16     元田山   17     元   元   元   元   元   元   元   元   元							
12   12   12   12   12   12   13   12   13   12   13   13				11	八月山五国   八月山森林八周		
13   国際地域の音楽							
14 清和ふわかの森   14 清和ふわかの森   山都市   15 大本山田の金田・豊田・山田和中田の金田・豊田・山田和中田の金田・田田和田の金田・田田和田の田田の田田の田田の田田の田田の田田の田田田田田田田田田田							
15   大津山自然公園   南関町   15   明弘田の28   14   18   17   18   17   18   17   18   18						****	
16			南関町				
17   多久神社の森   山鹿市   17   響方氏公園   学城市   ○   18   長間接令   山鹿市   18   長間接令   山鹿市   18   長間接令   山鹿市   19   矢山岳山頂公園   八代市   ○   ○   八代市   ○   ○   ○   八代市   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○							0
18   西海公園   学城市   ○	17	多久神社の森		17	誉ヶ丘公園	宇城市	0
19  矢谷渓合 山鹿市   19  矢山岳山頂金蘭	18	岳間渓谷	山鹿市	18	西港公園	宇城市	
21 国現山 山鹿市							0
22   比較古代の森   山底市							
23 端本三人岳の森   熊本市   23 端海野自然森林公園   五木村   ○	21	国見山					_
24 自水公園   1						八代市	
25 恵とゆの森   水上村   ○ 26 設体市   26 設体市   26 設体   30 市   26 設体市   26 設体   30 市   26 記様市房山							
26   製造市房山   次上村   ○   27   対域山自然公園   大津町   27   型が域ンが公園グリーンバス) 湯前町   ○   28   井天山公園   台志市   28   山公園   おえぎり町   ○   29   阿藤かんなの森   阿藤市   29   ビハ公園   台表でり町   ○   29   阿藤かんなの森   阿藤市   29   ビハ公園   と表本町   ○   20   阿藤市   20   世紀公園   上天車市   ○   31   寸ずめの地域「清流の森     「柳田町   31   野越の地域「清流の森     「東本町   32   中県山公園   上天車市   ○   ○   31   日本の地域「清流の森     原山村   31   日本の地域「清流の森     原山村   31   日本の地域「清流の森     原山村   31   日本の地域「清流の森     原山村   31   日本の地域「清流の森   上天車市   ○   ○   31   日本の地域「清流の森     原山村   31   日本の地域「清流の本   上天車市   ○   ○   31   日本の地域「清流の本   日本の地域   上天車市   ○   ○   31   日本の地域   上天車市   ○   ○   31   日本の地域   上天車市   ○   ○   31   日本の地域   上天車市   ○   ○   32   日本の地域   上天車市   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○   ○							0
27   東外なの分の公園   大津町   27   東外なの分の公園   大連町   0   28   東天山公園   台湾世別町   0   台湾世町   0   台湾地町   0   白湾地町   0   白湾地町							
28   弁天山公園   合志市   28   高山公園   あさぎり町   30   四藤股寺   回蘇市   30   均見野自然の森展望公園   多まずり町   31   寸ずめの地獄   清流の森   内国町   31   野藤市   32   世界山公園   注象木町   1   野藤市   30   地見野自然の森展望公園   28   大野市   31   子野市   32   世界山公園   注象木町   1   野藤市   32   世界山公園   注象木町   29   世界山公園   注象木町   29   世界山公園   注象木町   29   世界山公園   注象木町   29   世界山公園   上天草市   O   31   世界山公園   上天草市   O   日本田公園   日本田田公園   日本田公園   日本田の田の園   日本田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の田の							
29							
30 四藤股寺   河豚市   30 沙見野自然の養展望公園   多良木町   31 寸ずめの地獄(清流の森   南小国町   32 中尾山公園   水俣市   ○ 34 中尾山公園   水俣市   ○ 34 中尾山公園   大天草市   ○ 34 中屋山公園   大天草市   ○ 35 正義年代公園   上天草市   ○ 36 正義年代公園   上天草市   ○ 37 別成神社の森   西庭町   38 社場子の大田   天草市   ○ 38 社場保護   五本市   ○ 38 社会   五本市   □ 38							U
31   1   1   1   1   1   1   1   1   1							
32 日南社公森   小国町   32 中尾山公園   大天市市   ○   34 日前阿孫国民休眠村周辺の森   高森町   34 健水伝山頂公園   上天草市   ○   ○   36 日本管理技林     36 日本学とラ方太郎村   天草市   ○   37 男成神社の森   西原村   37 新紀かとりの村   天草市   ○   38 核山原生社   山都町   37 新紀かとりの村   天草市   ○   ○     ○							
33   上 ブライ公園   上 天草市   ○				32	中国小岛		0
34 龍ヶ岳山田公園							
35   上ピクき方太郎村   天草市   36   上ピクき万太郎村   天草市   37   36   東上で日本   37   37   37   37   37   37   37   3							_
36 福連木子学歌公園   天草市   73   野原村社の森   山都町   37   野原村社の森   山都町   38   核心峡原生林   山都町   38   核之河内森林公園   天草市   39   八代市   40 南峯山   八代市   41   八番山自然公園   八代市   42   立神峡   米川町   43   セんだみ森公園   八代市   44 西の岩   八代市   44 西の岩   八代市   45   45   46   46   47   48   48   49   49   49   49   49   49	35	高森峠環境林	· · · · ·				
37 男成神社の森   山都町   37 新和みどりの村   天草市   ○   38 板之河内森林公園   天草市   39   八代市   40 旬 ※山   八代市   41   八竜山自然公園   八代市   42 立神峡   氷川町   43 世んだの縁公園   八代市   44 西の岩   八代市   45 世太木相後公園の森   八代市   46 増布の木積公園   八代市   47 釈迦院の森   八代市   48 大山岳   八代市   49 中尾山   水俣市   15 種が呼   15 世が明   15 世が明	36	青少年の森	西原村	36	福連木子守歌公園		
38   緑山峡原生林   山都町   38   板之河内森林公園   天草市   39   八代市   50   八代市   50   八代市   50   八代市   50   八代市   50   万代市   50   万代市   50   万代市   50   万代市   50   万代市   50   万代市   50   万亿市   万亿市   70   万亿市   70   万亿市   万亿市   万亿市   万亿市   70   万亿市   万元市   万亿市   万亿市   万万市   万亿市   万万市   万万市	37	男成神社の森		37	新和みどりの村		0
40  竜峯山	38	緑仙峡原生林				天草市	
41   八竜山自然公園							
42  立神峡   氷川町   43  せんだん森公園							
43 世んだん森公園				<u> </u>			
44   西の岩							
45				<u> </u>			
46   梅の木真公園							
47  釈迦院の森				<b> </b>			
48   矢山岳							
49 中尾山   水俣市				<b>-</b>			
50   グリーンスポーツみなまた   水俣市   水俣市   1   名談   株民市   水俣市   水上市   ス吉市   ス吉市							
51		13.1 10 1. 1.1					
52   御立岬公園							
53   大吉和取							
54 大野渓谷   人吉市							
55   村山公園							
57   谷水薬師の森   あさぎり町   58   黒原山自然の森   あさぎり町   59   グリーンパレス   湯前町   60   白水滝周辺   水上村   62   球磨川水源の森   水上村   62   球磨川水源の森   水上村   63   高山   あさぎり町   64   仰烏帽子山自然林   相良村   65   端海野   五木村   66   下梶原の森林   五木村   67   国見山   五木村   68   いこいの森   球磨村   68   いこいの森   球磨村   70   権現山   天草市   71   県有林魚貫崎団地   天草市   71   県有林魚貫崎団地   天草市   72   千巌山   上天草市   73   老岳   天草市   75   龍ヶ岳   上天草市   75   龍ヶ岳   上天草市   75   龍ヶ岳   上天草市   77   新和町みどりの村   天草市   78   富岡城跡   茶北町   79   白鶴浜松林   天草市   79   万里市   79   万里中   79   万里	55	村山公園					
58   黒原山自然の森   あさぎり町   59 プリーンパレス   湯前町   60 白水滝周辺   水上村   61 市房山   水上村   62 球磨川水源の森   水上村   63 高山   あさぎり町   64 仰烏帽子山自然林   相良村   65 端海野   五木村   66 下梶原の森林   五木村   67   国見山   五木村   68 していの森   球磨村   69   佐土野高原   球磨村   70   権現山   天草市   71   県有林魚貫崎団地   天草市   72 千巌山   上天草市   73 老岳   天草市   74   白嶽森林公園   上天草市   75 龍ヶ岳   上天草市   76   小ケ倉観音の森   天草市   77   新和町みどりの村   天草市   78   富岡城跡   茶北町   79   白鶴浜松林   天草市   79   白鶴浜松林   天草市   79   白鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   78   四河城市江大神宮の森   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   百鶴浜松林   天草市   79   万島浜松村   75   75   75   75   75   75   75   7							
59 グリーンパレス   湯前町							
60   白水滝周辺   水上村							
61 市房山   水上村   62 球磨川水源の森   水上村   63 高山   あさぎり町   64 仰烏帽子山自然林   相良村   14 日				<u> </u>			
62 球磨川水源の森 水上村 63 高山 あさぎり町 64 仰烏帽子山自然林 相良村 65 端海野 五木村 66 下梶原の森林 五木村 67 国見山 五木村 68 いこいの森 球磨村 69 佐土野高原 球磨村 70 権現山 天草市 71 県有林魚貫崎団地 天草市 72 千巌山 上天草市 73 老岳 天草市 74 白嶽森林公園 上天草市 75 龍ヶ岳 上天草市 76 小ケ倉観音の森 天草市 77 新和町みどりの村 天草市 78 富岡城跡 苓北町 79 白鶴浜松林 天草市							
63   高山   あさぎり町   64   伊烏帽子山自然林   相良村   15   端海野   五木村   56   端海野   五木村   57   国見山   五木村   58   いこいの森   球磨村   59   佐土野高原   球磨村   50   佐土野高原   球磨村   50   佐土野高原   球磨村   50   佐連山   天草市   51   長草市   51   長草市   51   長草市   51   長草市   51   長草市   51   青草   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	61	中房山					
64 仰烏帽子山自然林 相良村 65 端海野 五木村 66 下梶原の森林 五木村 67 国見山 五木村 68 いこいの森 球磨村 68 いこいの森 球磨村 70 権現山 天草市 71 県有林魚貫崎団地 天草市 72 千巌山 上天草市 73 老岳 天草市 74 白嶽森林公園 上天草市 75 龍ヶ岳 上天草市 76 小ケ倉観音の森 天草市 77 新和町みどりの村 天草市 78 富岡城跡 苓北町 79 白鶴浜松林 天草市 80 河浦古江大神宮の森 天草市							
65 端海野     五木村       66 下梶原の森林     五木村       67 国見山     五木村       68 いこいの森     球磨村       69 佐土野高原     球磨村       70 権現山     天草市       71 県有林魚貫崎団地     天草市       72 干巌山     上天草市       73 老岳     天草市       74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ倉観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市							
66 下梶原の森林     五木村       67 国見山     五木村       68 いこいの森     球磨村       69 佐土野高原     球磨村       70 権現山     天草市       71 県有林魚貫崎団地     天草市       72 干巌山     上天草市       73 老岳     天草市       74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ音観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市							
67 国見山     五木村       68 いこいの森     球磨村       69 佐土野高原     球磨村       70 権現山     天草市       71 県有林魚貫崎団地     天草市       72 干巌山     上天草市       73 老岳     天草市       74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ岳観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市			五木村				
68   いこいの森   球磨村   球磨村   球磨村   球磨村   球磨村   では   では   では   では   では   では   では   で							
69 佐土野高原 球磨村 70 権現山 天草市 71 県有林魚貫崎団地 天草市 72 千巌山 上天草市 73 老岳 天草市 74 白嶽森林公園 上天草市 75 龍ヶ岳 上天草市 76 小ケ倉観音の森 天草市 77 新和町みどりの村 天草市 78 富岡城跡 苓北町 79 白鶴浜松林 天草市 80 河浦古江大神宮の森 天草市							
70 権現山 天草市 71 県有林魚貫崎団地 天草市 72 千巌山 上天草市 73 老岳 天草市 74 白嶽森林公園 上天草市 75 龍ヶ岳 上天草市 76 小ケ倉観音の森 天草市 77 新和町みどりの村 天草市 78 富岡城跡 苓北町 79 白鶴浜松林 天草市 80 河浦古江大神宮の森 天草市							
71 県有林魚貫崎団地     天草市       72 千巌山     上天草市       73 老岳     天草市       74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ倉観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市							
72 千巌山     上天草市       73 老岳     天草市       74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ倉観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市							
73 老岳     天草市       74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ倉観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市							
74 白嶽森林公園     上天草市       75 龍ヶ岳     上天草市       76 小ケ戸観音の森     天草市       77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市	73	老岳					
75   龍ヶ岳   上天草市	74	白嶽森林公園					
77 新和町みどりの村     天草市       78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市	75	龍ヶ岳					
78 富岡城跡     苓北町       79 白鶴浜松林     天草市       80 河浦古江大神宮の森     天草市							
79   白鶴浜松林   天草市							
80 河浦古江大神宮の森 天草市							
注) 周				<u> </u>	<u> </u>		

別表 9 補助金交付申請書に添付する書類

	添付書類	関係規定	摘要様式	団体等による森づくり	県民応募型活動支援	学びの森活動推進	森林公園の整備・機能充実	森林公園の有効活用
1	収支予算書	要項	4号	•	•	•	•	•
2	事業計画書	要領	1号	•	•	•	•	•
	事業計画内訳表(各事業区分毎に選択)		付表 1~5	•	•	•	•	•
	事業計画内訳明細表		付表 6	•	•	•		•
	技能者等賃金計画表※		付表 7	•	•	•		•
	青年森林整備保全活動に係る賃金計画表※		付表 8		•			
	事業の内容が分かる仕様書又は設計図等						•	
3	実施箇所の位置図(1/25,000 程度)			•	•	•	•	•
4	実施箇所の詳細図(1/5,000程度)			•	•	•	•	•
5	活動予定地や施設整備予定地等の写真			•	•	•	•	•
6	企画書		第2号		•			•
7	団体の定款又は規約等の写し※			•	•	•		•
8	直近の総会の開催が分かる資料等の写し※			•	•	•		•
9	土地所有者の「土地使用承諾書」又は「協定 書等」の写し※		第3号	•	•	•		
10	竹林整備がある場合は、「竹林整備及び活用 等に係る承諾書」※		第4号		•			
11	関係学校の同意書※		第5号			•		
12	森林公園管理者(市町村)と締結した森林公							•
1.0	園の有効活用等に係る協定書等							
13	間伐材等を利用した施設を作製、設置する場合は、設計図及び構造図等※				•			
14	13において広く県民等が利用する施設の場							
	合は、安全性や耐久性に係る専門家の意見				•			
	書※							
15	施設整備を行う場合は「施設利用計画書」※		第6号		•			•
16	報道機関等へ提供する資料					•		

<sup>※</sup>は必要な場合に添付する。

別表10 実績報告書に添付する書類

	添付書類	関係規定	摘要様式	団体等による森づくり	県民応募型活動支援	学びの森活動推進	森林公園の整備・機能充実	森林公園の有効活用
1	収支精算書	要項	4 号	•	•	•	•	•
2	事業実績書	要領	1号	•	•	•	•	•
	事業実績内訳表(各事業区分毎の付表)		付表 1~5	•	•	•	•	•
	事業実績内訳明細表		付表 6	•	•	•		•
	技能者等賃金実績表※		付表 7	•	•	•		•
	青年森林整備保全活動に係る賃金実績表※		付表 8		•			
3	活動の支出状況が分かる書類の写し(領収							
	書及び帳簿等)							
4	活動状況(活動の内容によっては着手前、							
	実施状況、完了後)の写真							
5	購入した物がある場合は、数量等が分かる							
	写真							
6	完了検査復命書の写し						•	
7	報道機関等へ提供した資料			•	•	•		•
8	新聞や市町村の広報誌等に掲載された場合							
	は、掲載記事の写し。			•	•	•		
	また、テレビ等に取り上げられた場合は、そ							
9	の旨がわかる資料。 その他必要な書類※							
9	「の他の女は百規公							

<sup>※</sup>は必要な場合に添付する。

## 令和 年度(20 年度)

## 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業

計画書変更計画書実績書

## 補助事業者名:

### 添付書類

- 1 県民のみんなによる森づくり活動支援
- (1) 団体等による森づくり
- (2) 県民応募型活動支援
- (3) 学びの森活動推進
- 2 森林公園整備・活用の支援
- (1) 森林公園の整備・機能充実
- (2) 森林公園の有効活用

別記第1号様式の付表1 別記第1号様式の付表2 別記第1号様式の付表3

別記第1号様式の付表4 別記第1号様式の付表5

	(ふりがな)	
	氏名	
事務取扱責任者	住所	〒
	電話番号	
	メールアドレス	

#### 別記第1号様式の付表1 事業計画(変更計画/実績)内訳表

区分	補助対象活動	<b>市</b> ₩ ₹	<b>貴区分</b>	事業費	事業費内	引訳(円)	備考
区方	補助对象/占劃	尹未到	10万	尹未复	補助金	自己資金	<b>加方</b>
1 県民みんなによる							1 活動予定日:
森づくり活動の支援							2 活動箇所:
							3 参加予定人数:
(1)団体等による森づくり							4 活動概要:
	計						

- ※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。
- ※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。
- ※添付書類は下記のとおりとする。(事業計画、事業変更計画、事業実績で異なりますので、ご注意ください。)
  - 〇「事業計画(変更、実績)内訳明細表」【別記第1号様式の付表6】
  - 〇諸費で活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金(謝礼)がある場合は、「森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金計画(変更、実績)表」【別記第1号様式の付表7】
- ※実績の場合は、「活動予定日」を「活動日」、「参加予定人数」を「参加人数」及び「活動概要」を「活動実績」とする。
- ※補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)
- ※不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表2 事業計画(変更計画/実績)内訳表

区分	補助対象活動	事業費区分	事業費	事業費口	内訳(円)	備考	
<b>运</b> 方		争未复区方	争未負	補助金	自己資金	一	
1 県民みんなによる						1 活動予定日:	
森づくり活動の支援	(1)間伐材等を利用した施設の作成・設置					2 活動箇所:	
						3 参加予定人数:	
(2)県民応募型活動支援	(2)森づくりに関する調査・研究					4 活動概要:	
	(3)森林環境教育						
	(4)森づくりに関する講演会開催						
	(4)林づくりに関する神漢芸用惟					_	
	(5)県内在住の青年を対象にした森林整備保全						
	活動等に関する実施研修会の開催					_	
	(6)その他、森づくりに資する活動						
	計						

※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。

- ※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。
- ※添付書類は下記のとおりとする。(事業計画、事業変更計画、事業実績で異なりますので、ご注意ください。)
  - 〇「事業計画(変更、実績)内訳明細表」【別記第1号様式の付表6】
  - 〇諸費で活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金(謝礼)がある場合は、「森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金計画(変更、実績)表」【別記第1号様式の付表7】
  - 〇青年森林協力隊事業の実施によるスタッフ等の賃金がある場合は、「青年森林整備保全活動に係る賃金計画(変更、実績)表」【別記第1号様式の付表8】
- ※実績の場合は、「活動予定日」を「活動日」、「参加予定人数」を「参加人数」及び「活動概要」を「活動実績」とする。
- ※補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)
- ※不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表3-1 事業計画(変更計画/実績)内訳表

	-1 事業計画(変更計画/実 ┃ ┃			事業費	の内訳	
区 分	施設名·活動名	事業費区分	事業費	県補助金	自己負担金	活動地域名・設置箇所名・製作名・参加者数等
1 県民みんなによる 森づくり活動の支援 (3)学びの森活動推進 施設整備支援 体験活動支援						1 活動予定日: 2 活動箇所: 3 参加予定人数: 4 活動概要:
		it				
1 県民みんなによる 森づくり活動の支援 (3)学びの森活動推進 施設整備支援 体験活動支援						1 活動予定日: 2 活動箇所: 3 参加予定人数: 4 活動概要:
		計				
	合計					

<sup>※</sup>変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。

<sup>※</sup>実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。

<sup>※</sup>添付書類は下記のとおりとする。(事業計画、事業変更計画、事業実績で異なりますので、ご注意ください。)

〇「事業計画(変更、実績)内訳明細表」【別記第1号様式の付表6】

〇諸費で活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金(謝礼)がある場合は、「森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金計画(変更、実績)表」【別記第1号様式の付表7】

<sup>※</sup>実績の場合は、「活動予定日」を「活動日」、「参加予定人数」を「参加人数」及び「活動概要」を「活動実績」とする。

<sup>※</sup>補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)

<sup>※</sup>不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表4 事業計画(変更計画/実績)内訳表内訳表

事業区分:2森林公園整備・活用の支援 (1)森林公園の整備・機能充実

【市町村名: 】

森林公園名	活動区分	補助対象事業名	事業量	事業費(円)	事業費内	訳(円)	自然観	察会等(	の計画	森林公園 間の利用	園の年 用者数
	(面積、延長、数量、規格等)			補助金	自己資金	1年目	2年目	3年目	現在	目標	
	小計										
	小計										
	小計										
	小計										
	小計										
	計										

- ※活動区分、補助対象事業名、補助対象経費の内訳は、要領の別表4により該当事項を記入すること。
- ※補助対象事業の内容が分かる補助事業者が定める仕様書又は設計図等を添付すること。
- ※自然観察会等の計画は、当該森林公園施設全体の整備完了年度の翌年度以降3年間の熊本県森林インストラクターを活用した自然観察会や森林体験教室の年間の実施予定回数を記入すること。
- ※森林公園の年間の利用者数の目標値は、当該森林公園施設全体の整備完了年度の翌年度から起算して3年目の1年間の利用者数とする。
- ※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。
- ※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。
- ※補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)
- ※不要な文字は削除すること。

別記第1号様式の付表5 事業計画(変更計画/実績)内訳表内訳表

区分	補助対象活動	車業	費区分	事業費	事業費戶	内訳(円)	備考	
区刀	冊切对家冶到	学术3	良区刀	尹未良	補助金	自己資金	V用 つ	
2 森林公園整備・活用の支援							1 活動予定日:	
(2)森林公園の有効活用	(1)森林整備作業						2 活動箇所:	
							3 参加予定人数:	
	(2)説明板、案内板等の設置及び補修						4 活動概要:	
	(3)炭窯、東屋等の設置及び補修						_	
	(八丈县西林举羽 克林尔克 土土北京东							
	(4)森林環境学習、自然観察、木工教室等						-	
	(5)その他、知事が特に必要と認める施設の							
	整備及び活動						-	
	正师人口相对							
							1	
							1	
							]	
	計							
	#1							

※変更の場合は、変更前を下段、変更後を上段の二段書きとする。

※実績の場合は、計画を下段、実績を上段の二段書きとする。

※添付書類は下記のとおりとする。(事業計画、事業変更計画、事業実績で異なりますので、ご注意ください。)

- 〇「事業計画(変更、実績)内訳明細表」【別記第1号様式の付表6】
- 〇諸費で活動実施に必要な申請団体以外の技能者等に支払う賃金(謝礼)がある場合は、「森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金計画(変更、実績)表」【別記第1号様式の付表7】
- 〇青年森林協力隊事業の実施によるスタッフ等の賃金がある場合は、「青年森林整備保全活動に係る賃金計画(変更、実績)表」【別記第1号様式の付表8】
- ※実績の場合は、「活動予定日」を「活動日」、「参加予定人数」を「参加人数」及び「活動概要」を「活動実績」とする。
- ※補助金額の合計は千円単位とする。(千円未満がある場合は、自己資金に記載する)
- ※不要な文字は削除すること。

### 別記第6号様式

# 施設利用計画書

【事業名:令和年度】

【施 設 名:

【導入年度:令和 年度】

団体名:

			<u> 団体名:</u>	
年	度	利 用 計 画	利用予定者数	備考
令和	年度			

※記載上の留意点

施設導入年度以降(導入年度から5年間)の利用計画について出来るだけ具体的に記入する。

## 同 意 書

本校は、	(団 体	名)	が行う熊本県県民の未来に	つなぐ森
づくり事業に	ついて同意します。			

令和 年 月 日

事業主体 団 体 名 住 所 代表者名

事業実施箇所

学 校 学 校 名 住 所 代表者職氏名

※ 団体等が有する様式で上記の内容を具備している場合は、その様式でも結構です。

## 別記第1号様式の付表6

## 事業計画(変更・実績)内訳明細表

事業費区分	規格等	数量	単位	単価 (円)	金額(円)	備考
材料購入費						
委託費						
安全対策費						
保険料						
借上費						
報償費						
通信連絡費						
諸費						
看板代						
賃金						
食糧費						
宿泊料						
	合	計			0	

### 別記第1号様式の付表7

### 森づくり活動の実施に必要な技能者等賃金計画(変更・実績)表

作業実施 年月日	曜日	開始時刻 終了時刻	時間	休憩 時間	実作業 時間	作業内容	実施者	印
合計					0:00			

(1時間以下切り捨て)

本書のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

## 別記第1号様式の付表8

## 青年森林整備保全活動に係る賃金計画(変更・実績)表

## 氏名

作業実施 年月日	曜日	開始時刻 終了時刻	時間	休憩 時間	実作業 時間	作業内容
合計					0:00	

17. A	n.I. 1111		
告公・	時間 🗸	ш — ОШ	
貝亚・	h41111 /	-011	

(1時間以下切り捨て)

本書のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

## 別記第2号様式

## 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業企画書 (県民応募型活動支援/森林公園の有効活用)

団体等名		備考
団体の種別	森林組合・林業研究グループ・森林ボランティア団体・その他	
設立年月日		
役員及び従業 員数等	( 年 月現在) 役 員 名、従業員 名、 臨時等 名 合計 名	
	項目名: 活動名:	項目名は、別表2-1の補助対象活動①~⑥から記入する。又は別表5の補助対象事業①~⑤から記入する。
活動内容等		活動の内容については、その活動がどのように森づくりに関連するのか、具体的に記載する。ただし、県民応募型活動支援の補助対象活動「⑤青年森林協力隊事業」については、活動の内容、受入施設、実施体制(協力体制)、活動スケジュール等を活動ごとに具体的に記載する。
同種又は類似	①事業の名称:	
の過去に取り	②事業の期間:	
組んだ森づく	③事業の内容:	
り活動や森林	④参加者数 :	
体験学習活動		
等	①事業の名称:	
	②事業の期間:	
	③事業の内容:	
	④参加者数 :	
備考		特筆することがあれば 記載する。

※不要な文字は削除すること。

土地使用承諾書

令和 年 月 日

(土地所有者)

住 所

氏 名

私は、自ら所有する土地を下記のとおり使用することを承諾します。

記

- 1 土地の所有地(地番まで記入すること)
- 2 使用目的 熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業に係る活動の実施のため
- 3 使用する者

住 所

団体等名称

氏 名

※ 別途、土地使用者と土地使用に関する協定等がある場合はその写し、団体等が有する様式で上記の内容を具備している場合は、その様式でも結構です。

### 竹林整備及び活用等に係る承諾書

令和 年度(20 年度)熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業を実施するに 当たり、土地所有者(以下、「甲」という。)は、事業実施者(以下、「乙」という。) が行う竹林の伐採及び活用等について、下記の内容を承諾します。

記

- 1 乙は甲に対し、この承諾書に基づき、竹林の整備を行うものとする。
- 2 甲は、乙が行った竹林の整備完了後、自ら竹林の管理を行うものとし、今後5年間については、生産されるタケノコや竹材についても乙及び県民等に対し、開放していくものとする。

(対象となる竹林)

所在地:

面 積:

所有者:

(Z)

様

令和 年 月 日(甲)住 所氏 名

※ 団体等が有する様式で上記の内容を具備している場合は、その様式でも結構です。

### 別記第7号様式

# 概算払請求金額内訳表

事業名 (事業区分)	事業費	補助金交付 決 定 額 (A)	出来高	既受領済額 (B)	今回請求額 (C)	残 額 (A)-(B)-(C)	完了予定 年月日	摘要
熊本県県民の未来に つなぐ森づくり事業 ( )								
合 計								

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年(20 年) 月 日 職·氏名

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

熊本県知事様

住 所 (申請者) 氏 名

令和 年度(20 年度)熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施 状況報告書

令和 年(20 年) 月 日付け 第 号で交付確定の通知のあった 令和 年度(20 年度)熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業について、熊本県 県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領第10条の規定に基づき実施状況を調査し、取 りまとめましたので別添のとおり報告します。

### 実施状況報告

	自然観察会等	等の開催回数	参加者数	森林公園の利用状況		
	当初計画	実績	<b>参加有</b> 数	森外公園の利用状況		
1年目						
2年目						
3年目						

### (記入方法)

- 1:自然観察会等の開催回数のうち、当初計画は実施計画書の数値、実績は調査年度の実績を記入。
- 2:参加者数は、調査年度内に実施した自然観察会等の参加者数の合計を記入。
- 3:森林公園の利用状況は、調査年度において催したイベント内容等を記入するほか、自然観察会等を含む把握可能な全体の利用者数の合計を記入。